

第1条〈名称〉

当会員組織の名称は「HOTEL VISTA MEMBERS CLUB」とし、その運営は株式会社ビスタホテルマネジメント（以下「事務局」といいます）及び「ホテルビスタ各店」が行います。

第2条〈会員〉

「HOTEL VISTA MEMBERS CLUB」は本規約を承認の上、本規約第3条所定の手続きを経て入会された個人の方を対象といたします。

第3条〈ご入会方法〉

- 1.ご入会を希望される方は、所定の申込書に必要事項をご記入の上、「ホテルビスタ各店」のフロントにてお申込みください。ご宿泊のチェックアウト時までに会員カードを発行いたします。
- 2.入会金・年会費は無料です。

第4条〈会員カード・会員ポイント〉

- 1.ご宿泊の際には、チェックインの手続き時に会員カードをフロントにご提示ください。当該フロントにおいて、会員ポイント加算・会員ポイント使用の処理をいたします。
- 2.当日会員カードをご持参でない場合、当該宿泊施設にて後日ご持参いただいた際に会員カードをご提示の上、会員ポイントを加算させていただきます。
- 3.当日会員カードをご持参でない場合、会員ポイントの使用はできません。
- 4.会員カードの変造・不正利用・二重発行等が発覚した場合には、会員資格及びポイントその他全ての特典を失うものとします。
- 5.会員カードへの会員ポイント加算は、お支払い金額にかかわらず、ご本人様の宿泊分のみ適用となります。
- 6.会員カードの最終ご宿泊日から2年間で宿泊のご利用がない場合及び会員退会時には会員ポイントを失効いたします。
- 7.会員カードの会員ポイントと現金の交換はいたしかねます。
- 8.会員カードのご利用は会員ご本人様に限り、カードの発行もお一人様につき1枚に限ります。

第5条〈会員資格の喪失・取消〉

次の事項に該当した場合は会員資格を取り消しさせていただきます、全ての特典を失います。その際の該当会員への通知は省略いたします。

- ①会員ご本人様より脱会のお申し出があった場合。
- ②会員ご本人様がお亡くなりになった場合。
- ③入会時に虚偽の申告をした場合。
- ④ご住所、電話番号等の連絡先が不明となった場合。
- ⑤ホテル約款による宿泊料金など諸料金をお支払いいただけない場合、若しくは支払いが遅れた場合。
- ⑥ホテル約款及び利用規則を遵守せず、ホテルの名誉を著しく傷つけ、秩序を乱した場合。
- ⑦理由の如何にかかわらず、ホテルのお客様、ホテル及びホテルの従業員に危害及び損害を与えた場合。
- ⑧本会員規約に違背する行為があった場合。
- ⑨会員が反社会的勢力に該当する可能性があるとして事務局が判断した場合。
- ⑩その他、事務局が会員として不適切と判断した場合。

第6条〈会員資格の譲渡〉

会員資格は、これを第三者に利用させること、貸与、譲渡、担保提供等を行うことはできません。

第7条〈登録事項の変更〉

住所、氏名、電話番号、お勤め先等が変更になった際には、お早めに「ホテルビスタ各店」もしくは「事務局」にお申し出ください。

第8条〈会員カード紛失・盗難〉

- 1.会員カードを破損した場合は、「ホテルビスタ各店」にお申し出ください。なお、再発行の手数料は無料です。
- 2.会員カードを紛失した場合は、「ホテルビスタ各店」にて、再度新規入会申込み手続きを行ってください。また、紛失・盗難等により会員に被害が生じた場合、一切の責任を負いません。

第9条〈個人情報の取扱い〉

1.個人情報の収集・保有・利用

会員は、事務局及び「ホテルビスタ各店」が、ホテルの運営及び会員の宿泊に関する業務を行うために下記①～③の個人情報に保護処置を講じた上で収集・利用することに同意するものとします。

- ①所定の申込書に記載していただいた会員氏名、性別、生年月日、連絡先住所、連絡先電話番号及びその他の記載事項。
- ②会員の宿泊予約に関する状況。
- ③会員ポイント加算、会員ポイント使用に関する「ホテルビスタ各店」での宿泊・精算履歴。

2.個人情報の利用

「事務局」並びに「ホテルビスタ各店」は以下の目的のために、個人情報を利用します。

- ①ホテル運営とこれに伴うサービス提供。
- ②会員の宿泊予約及びチェックインに関する業務。
- ③正当な事業活動のために必要な案内の連絡、送付。
- ④宣伝印刷物等の送付。（但し、会員から宣伝印刷物等の送付について中止の申し出があった場合は、速やかに送付を中止する措置をとります。）
- ⑤マーケティング活動、商品開発のための利用。
- ⑥業務の一部を委託先企業に委託することがありますが、このために、適切な保護措置を講じた上で、個人情報の一部を当該委託先企業で利用する場合があります。

3.個人情報の第三者への提供

第三者への個人情報の提供は、本会員規約に定める場合を除き、一切行いませんが、下記に該当する場合は個人情報を提供することがあります。

- ①該当する会員本人の同意があった場合。
- ②法令等により官公庁・公的機関からの要請があった場合。
- ③警察より捜査協力の要請があった場合。
- ④人の生命・身体または財産の保護のために必要な場合。

4.個人情報の開示・訂正・削除

会員は、事務局及び「ホテルビスタ各店」に対して、自己に関する個人情報の開示を請求することができます。登録内容に誤りがある場合、変更が必要な場合は速やかに訂正または削除を行います。

第10条〈規約の変更〉

当社は、下記に該当する場合には、本会員規約の変更の効力発生時期を定め、本会員規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、当社のホームページに掲載するほか、必要があるときはその他の相当な方法により会員に周知することによって、本会員規約を改定することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、当社の定めた効力発生時期が到来するまでに、当社のホームページへの掲載等を行うものとします。

- ①改定の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
- ②改定の内容が本会員規約に係る取引の目的に反せず、改定の必要性、改定後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

第11条〈会員組織の終了〉

「HOTEL VISTA MEMBERS CLUB」は事前に公式サイト等で、その旨を告知した上で終了する場合がございます。

第12条〈準拠法〉

本会員規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第13条〈合意管轄〉

会員と事務局及び「ホテルビスタ各店」との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条〈効力発生日〉

本会員規約は、2022年4月1日より有効とします。